

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

### ～墜落防止対策を講じなかった疑い～

豊田労働基準監督署(署長 蓑津智行)は、令和6年9月25日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁岡崎支部及び岡崎区検察庁に書類送検した。

記

#### 1. 被疑者

- (1) 株式会社コーシンホームほか1名  
(本店所在地：愛知県尾張旭市南本地ヶ原町 事業内容：建築工事業)
- (2) 株式会社大岩ほか1名  
(本店所在地：愛知県尾張旭市吉岡町 事業内容：左官工事業)

#### 2. 被疑条文

- (1) 株式会社コーシンホームほか1名(以下、「被疑者①」という。)  
労働安全衛生法第31条第1項(注文者の講ずべき措置)  
労働安全衛生規則第653条第1項(物品揚卸口等についての措置)  
労働安全衛生法第119条第1号(罰則)  
労働安全衛生法第122条(両罰規定)
- (2) 株式会社大岩ほか1名(以下、「被疑者②」という。)  
労働安全衛生法第32条第4項(請負人の講ずべき措置等)  
労働安全衛生規則第663条第1項(法第三十二条第四項の請負人の義務)  
労働安全衛生法第120条第1号(罰則)  
労働安全衛生法第122条(両罰規定)

#### 3. 災害の概要

令和6年5月9日、愛知県豊田市黒坂町所在の工場の改修工事において、被疑者②の雇用する男性労働者(42歳)が高さ約8.5メートルの同工場屋根の明かり取りを踏み抜いて墜落し、死亡する災害が発生した。

#### 4. 被疑内容

労働安全衛生法では、特定事業の仕事を自ら行う注文者が請負人の労働者に作業床を使用させるにあたり、高さが2メートル以上の箇所で労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、覆い等を設けなければならないと規定されているが、特定事業の仕事を自ら行う注文者である被疑者①は、高さ約8.5メートルの同工場屋根の明かり取りに、囲い、手すり、覆い等を設けなかった疑いがあるもの。また、同法は、請負人に対して、上記の措置が講じられていないことを知ったときには、速やかにその旨を注文者に申し出なければならないと規定しているが、被疑者②は、当該措置を講じなかった疑いがあるもの。